

---

---

# *EUSA-JAPAN Newsletter* No.38 (March, 2017)

日本 EU 学会 The European Union Studies Association - Japan

---

---

## ◇ 理事長メッセージ

EU 学会理事長

福田耕治 (早稲田大学)

EU/欧州諸国は、金融・財政危機、難民・移民危機、テロリズムの脅威など多様かつ深刻なリスクに直面しています。2016年6月の国民投票で英国がEU脱退を決定した後、欧州懐疑派、反EU統合を訴えるポピュリスト政党が欧州各国で気炎を上げ、2017年フランス、ドイツでの選挙を控えて、EU脱退の「ドミノ倒し」が懸念されています。しかしEUの動向が世界の政治経済に与える影響が大きいだけに、EU研究の重要性がさらに増し、社会的なニーズも高まっております。本学会会員諸氏の活躍の場も広がりつつあります。

EU学会第37回(2016年度)研究大会は、2016年11月26日(土)～27日(日)に一橋大学にて『自由・安全・正義の領域—難民・テロとEU』というテーマで開催されました。ヨーロッパからは、EUI(European University Institute)のRainer Bauböck教授をお迎えし、難民問題と国境管理をめぐる論点についてご講演いただきました。シリアや中東からの難民受け入れとEU加盟国における国境管理と「負担の分担」などについて同教授と3名のディスカッサントやフロアーの先生方を交えて活発な議論が行われました。同日の理事会では、岩田健治理事(九州大学教授)が次期理事長に選出されました。岩田先生には学会改革の残された課題に引き続き取り組んでいただくこととなります。EU学会も視野を広げ、世界のEU研究者、欧州研究機関等と連携を図る重要性が増しています。国際経験の豊かな岩田先生が新理事長に就任され、本学会のさらなる発展にご活躍いただけるものと確信して

おります。

この2年間、理事長として本学会の会員であることのメリットを実感できる、会員満足度の高い学会へと改善を図っていく必要があると考え、実現可能なものから徐々に実施に移してまいりました。日本学術会議や他の関連学会等とも連携を図りつつ、若手研究者や新入会員も多くの報告の機会が得られるように、制度改革委員会、企画委員会などを立ち上げ、本年度のEU学会研究大会からポスター・セッションも行われることになりました。

他方では、EUSA-AP (European Union Studies Association Asia Pacific) Tokyo Conference 2017の開催を目指して、羽場久美子理事をはじめ国際交流委員会の皆様のご協力を得て、ニュージーランドのEUSA-AP事務局と連絡を取りつつ準備に取り組んでまいりました。昨年中に国際会議開催費の公的補助金申請も行き、本年7月1-2日(土・日)、東京の青山学院大学でEUSA-AP東京大会が開催される運びとなりました。海外からの参加者も含め、すでに100名以上の参加が予定されておりますが、

## 目次

理事長メッセージ……………福田耕治

第38回研究大会報告紹介

国際交流委員会からのお願い

事務局からのお知らせ

広報委員会からのお知らせ

【資料】2015年度決算&2016年度予算報告

まだ登録がお済でない学会員の皆様も日本 EU 学会 HP から登録可能ですので、ぜひご参加をお願い申し上げます。さらに日本 EU 学会第 38 回 (2017 年度) 研究大会は、2017 年 11 月 18 日 (土) および 19 日 (日) に九州大学 (病院キャンパス・馬出九大病院前駅) において、岩田新理事長の下、(共通論題)「ローマ条約 60 年一危機の中の再検証」というテーマで開催されることになっております。初夏と晩秋に皆様とお会いできるのを心待ちにしております。

最後に理事長を退任するにあたり、微力ながらも 2 年間の任期を満了することができるのは、ひとえに学会員の皆様、理事の皆様のお力添えのおかげであり、とりわけ小久保康之事務局長には、たいへんお世話になり、心から感謝申し上げます。今後とも会員の皆様方の本学会への一層のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。(2017 年 3 月 21 日)



---

## 第 38 回研究大会報告

---

**共通論題 「自由・安全・正義の領域—難民・テロと EU」**

**第 1 日目 (2016 年 11 月 26 日)**

**1. 全体セッション第 I 部 「EU 統合と難民問題」**

全体セッション I 部では、「EU 統合と難民問題」を標題に、4 つの報告があった。第一は、岡部みどり会員による「制度化の失敗—欧州難民・移民危機と対外政策としての出入国管理」。EU は、シェンゲン・ダブリン体制下における移民・難民の社会統合の失敗を経て、域外国との協調体制を模索したものの、域外国との外交交渉において、「拡大」は有効な交渉カードとして働かず、その結果、EU 規範をグローバル規範として実践する EU の姿勢が受入れられていないなど、制度化に失敗が見られるとの報告がなされた。第二は、中坂恵美子会員による「難民等受入れの責任と負担の分担—ダブリン・システムの分析」。

ダブリン体制における加盟国間の受入れ負担の不均衡がもたらした人権侵害状況の解消を目的に、庇護権の行使 (主権条項) は当該加盟国の義務と化し、また負担の不均衡を是正するためのリロケーション (強制割当) および域外国での受入れ交渉が実施されるなど、ダブリン体制の例外的運用を通じて、EU は加盟国の主権との軋轢を強めているとの報告がなされた。第三は、須藤敦会員による「難民・テロ問題に関連する企業のリスクマネジメント」。企業活動のグローバル化に対応するリスクマネジメントとして、「テロ保険」の活用によるリスク「移転」や被災時における事業継続計画 (BCP) の整備等によるリスク「低減」の必要が指摘され、また難民の受入れについて、人材獲得の機会と捉える多様性と包摂の観点が必要な経営課題であることが報告された。第四は、浦川紘子会員による「自由・安全・公正な地域 (AFSJ) としての EU—『人の自由移動』の理念と課題」。AFSJ の形成過程に関する検討が行われ、とくに「人の自由移動」に関する域内制度の共通化に向けた画期的なビジョンがあったことが指摘され、また現代の EU の課題が、データ保護や基本権保護、域外諸国や国際機関との制度上の整合性の確保など、対外的側面を強化することであるとの報告がなされた。

質疑応答では、今後の EU に求められる対外的側面の強化を巡って、活発な議論が交わされた。とくに、難民と移民の区別、難民保護の政治的側面についてのコメントや、ビジネス界の反応やグローバルサプライチェーンのあり方の変化に伴う国際分業体制見直しの可能性など、ビジネスにまつわる質問やコメントも多く出され、全体として充実したセッションとなった。

(文責：大藤紀子)

**(1) 岡部みどり 「制度化の失敗—欧州難民・移民危機と対策としての出入国管理」**

報告は、出入国管理 (「シェンゲン・ダブリン体制」) の対域外国際協調を目的とする EU の対トルコ、対アフリカ (モロッコ)、対アジア外交

戦略の考察を通じて、既存の欧州統合研究が「退行」（つまり緩やかな統合体への変容）を前提としていないという問題を喚起した。今日の「欧州難民（移民）危機」は出入国管理の制度化の特徴に根差す構造的な問題であり、それゆえに、「拡大」を誘因とするリネージュ戦略はもはや有効な外交政策ではなくなっている。この現象は、確立された EU の規範が域外に（ハイアラーキカルな秩序を伴って）波及しているという理解にはあたらず、むしろ、出入国管理をイシューとする国際レジームにおけるアクターの利益最大化という観点からの説明が可能である。本報告ではこの状況を「制度化の失敗」と捉えたが、失敗の原因のひとつに、EU が域外交渉において規範的支柱とするリベラリズムが、殊出入国管理とのかかわりにおいては曖昧な概念となっていることがある。つまり、リベラリズムが国境の開放だけでなく、（本国人の安全保障につながるものとしての）外国人に対する国境の閉鎖も要件として包摂するか否か、ということが、理念上の問題のみならず、政策実践上の問題としても呈示される。

## （2）中坂恵美子 「難民等受入れの責任と負担の分担—ダブリン・システムの分析」

はじめに、国際法における外国人の入国と国家主権について述べ、ダブリン I から IV 提案までの沿革並びに法的根拠及び関連条文について確認し、以下、時系列的に分析を行った。ダブリン I・II の下では、特定の国への過重負担が顕在化していたが、責任国決定基準の再考や受入れ負担の見直しは行わず、負担の大きな国への技術的・金銭的支援によって現行システムの維持が目指されていた。2011 年からは、欧州人権裁判所及び EU 司法裁判所の判決により、人権保障の観点からの移送の停止が決定的になるが、注目されるのは、もともと国家の庇護権を尊重するために挿入されていた主権条項の活用が、人権保障のために国家に義務化されたことである。2013 年からのダブリン III 時代には、原則から

の逸脱の多さが大きな問題となっていた。2015 年からの難民危機への対応のなかで、リロケーション決定で強制的な人の受入れ負担の再配分が始まったが、これに対してハンガリーの国民投票やヴィシエグラード・グループの「弾力的な連帯」など、国家主権との軋轢が生じている。2016 年に提案されたダブリン IV 提案では、国家の裁量の縮小や「矯正的割当てメカニズム」による軌道修正が目指されている一方で、共通庇護政策の対外的側面の重要性も増している。

## （3）須藤 敦 「難民・テロ問題に対する企業のリスクマネジメント」

企業活動の視点から、テロ・難民問題を俯瞰し、今後の日本・EU 関係を展望した。企業活動は多様なリスクに取り巻かれており、テロ・難民問題もその一環。日本企業においても、国内外で多くの被災事例があった。1980 年代から、企業活動のグローバル化に伴い、海外での事案が増えている。米国同時多発テロ（911）による未曾有の被害は、リスクマネジメントの重要性を認識させた。リスクへの対応は、保険を活用した「移転」、損失をミニマイズする「低減」の手法が有効だが、万全ではない。「移転」については、テロ保険の一層の充実が望まれる。EU 主要国にはテロ保険制度があるが、日本は未整備。「低減」には被災時の事業継続計画（BCP）の整備が必須。世界的なサプライチェーンに組み込まれている企業にとって、事業継続・早期復旧の責任は重い。今日の企業にとって、多様性と包摂は重要な経営課題。難民問題についても人材獲得の機会との見立て。難民の受け容れは難しい政治課題だが、EU の経験と知恵を期待するもの。日本にとって、EU は国益を追求する重要なグローバル・パートナー。良好な政治関係にも恵まれている。企業は適切にリスクマネジメントを行いながら、今後も EU 関係の拡大発展を目指す。

## （4）浦川紘子 「自由・安全・公正な地域 (AFSJ) としての EU—「人の自由移動」の理念と課題

「自由・安全・公正な地域 (Area of Freedom,

Security and Justice (AFSJ)」という概念が、アムステルダム条約によって登場し、現行リスボン条約の下、EU 運営条約第 3 部第 V 編として再編成された。同概念は、国境管理、庇護、入国、民事司法協力、刑事司法協力、警察協力など幅広い分野を含んでいる。その具体的な制度形成には、タンペレ欧州理事会議長国総括、ハーグ・プログラム、ストックホルム・プログラムが大きな影響を与えてきた。その出発点には、「人の自由移動」があることを確認し、規範制定、司法手続、独立行政法人などの側面から、現行のガバナンスの特徴を分析した。AFSJ に適用される緊急先決裁定手続 (PPU) が導入されたことや、2015 年 11 月から 2016 年 10 月にかけて、CEPOL、Europol、Frontex の改組法案が相次いで可決されたことは特に注目される。また、Eurojust 及び EASO の改組と欧州検察局の新設が現在審議されている。新たな課題として、データ保護の強化が挙げられる。

## 2. 全体セッション第 II 部 (Plenary Session II)

研究大会初日 26 日午後の第 2 セッション (英語) は、恒例のように駐日 EU 代表部の Isticioaia-Budura 大使をお迎えして行われた。大使は、"Update on EU-Japan Relation" と題してスピーチをされた。また本セッションでは、海外からのゲストスピーカーとして、イタリアのフィレンツェ郊外にある EUI (European University Institute) から Rainer Bauböck 教授を招いて難民問題に関する講演をお願いした。Bauböck 氏は、"Refugee admission and open borders in Europe" と題して講演された。その中で、グローバル・レベルおよび EU レベルの難民や人道的保護の制度を解題され、また EU による難民割り当ての根拠や正当性を論じて、今日 EU が直面する難民・移民問題の特殊性と問題解決の困難性を説明された。

今回の英語セッションでは、須網企画委員長の提案に基づき、初めての試みとして、あらかじめ分野の異なる 3 名の討論者が設定された。政治学の

八谷まち子会員 (九州大学 EU センターアドバイザー)、法学の佐藤郁子氏 (桜美林大学)、経済学の安藤研一会員 (静岡大学) からは、各々の専門分野の視点から、Bauböck 氏の講演について核心をついたコメントをいただき、議論を深めることができた。その後、会場からは羽場久美子会員をはじめ 3 名の会員が質疑応答に加わり有意義なセッションとなった。(文責: 安江則子)

- (1) **Ambassador Viorel Isticioaia-Budura, "Update on EU-Japan Relations"**
- (2) **Rainer Bauböck, "Refugee admission and open borders in Europe"**

The presentation starts with the general legal and moral duties of states towards refugees and endorses David Owen's view that refugee protection is a "legitimacy repair mechanism" in the international state system. In this system, sharing the burdens of refugee protection requires a coalition of willing states who are ready to 'take up the slack' resulting from the failure of other states to do what a fair sharing of burdens would require. In the European Union, however, the Member States form a predetermined set with prior commitments and supranational institutions that ought to facilitate effective burden sharing. The presentation argues that none of the specific features of the recent refugee flows justifies giving priority to deterring access to asylum over burden-sharing. It traces the failure of the EU's relocation scheme to misconceptions how to determine fair shares, to incomplete prior harmonization of normative standards, and to contradictions between the Dublin Regulation's principle of assigning responsibility to first countries of entry, on the one hand, and the Schengen principle of open internal borders, on the other hand.

## 第2日目 (2016年11月27日)

### 1. 分科会

#### A. 法学分科会

研究大会 2 日目午前中の分科会 A・法律分科会では、3名の報告者の報告が行われ、それぞれにつき活発な質疑があった。

第一報告は、アレッサンドロ・ヤニエリ＝サリチェティ (ニース大学) による「地震や緊急時における市民の保護—世界における欧州連合 (EU) の役割」である。全てのヨーロッパ言語で、「リスク」という言葉の本質には未曾有の痛ましい出来事がある。リスクに対しては、「予防 (prevention)」・「保護 (protection)」の概念が想起される。地震・津波、伝染病、テロは全て、無数の市民を襲う痛ましい出来事であり、一般に、これらは包括的に「集団的災害」と分類される。特定の個人だけが対象となるのではなく、地理的要因の中で、国籍等関係なしに不特定多数の人々を襲うからである。これらの集団的災害の発生確率は、様々な分析モデルによって考察されてきた。集団的災害は EU の内外で起こりうる。本報告は、EU の役割を二つの観点から論じる。第一は、集団的災害の「不確実性」の強調である。この考え方は EU のリスク管理政策を形成する理論の重要な概念であり、また自然科学における「予防原則 (precautionary principle)」とも関係付けられ、複数の原因を想定した複数の対応策が必要である。報告は、さらに「予防」と「保護」の違いをも論じる。第二は、EU 内外で発生する集団的災害からの「市民の保護」である。市民 (「市民 (civilian)」とは国籍に関係なく、「何人 (any person)」を意味し、報告は、2001 年の理事会決定を中心に、リスボン条約に基づく変化を含めて、市民の保護に関する EU と加盟国の実際の役割を論じた。

第二報告は、荒島千鶴会員 (神戸学院大学) による「EU 構成国議会は国際法主体性を有するか? —早期警戒制度に「レッドカード」の手続が導入された場合—」である。すなわち報告は、国際機

構における民主主義が問われる国際社会において、EU の代議制民主主義を担う構成国議会の役割に着目し、仮に「レッドカード」手続が導入された場合の構成国議会の国際法主体性の有無を検討した。国際法上、国家議会は国家機関のひとつであるが、EU の早期警戒制度においては自国行政府とは別の実体として権利を行使する。有権者が選挙権を通じて政治に平等に参加する権利を、構成国議会在が代表して EU レベルで行使すると考えて、私人の国際法主体性の根拠を示す実体的基準説に依拠すると、構成国議会は限定的に国際法主体性を有するといえる。しかし、理事会において、構成国議会の実体的権利が実効的に確保されない状況は考えられる。従って、手続的基準説に依拠すると、EU 司法裁判所の取消訴訟において構成国議会在が当事者適格を有することが必要であろう。加えて、EU 二次法の立法過程における構成国議会的な役割を鑑みると、構成国議会在に一般的に国際法主体性があるということは難しい。国際法平面において被治者を代表する構成国議会在を法的にどう位置づけられるかについては、さらなる検討が今後の課題である。

第三報告は、松嶋隆弘会員 (日本大学) による「イギリスの民事裁判～EU 法、欧州人権条約の影響を中心に～」であった。同報告は、イギリスの民事裁判手続につき、(1)近時の一連の民事裁判をめぐる改革により、判決手続にどのような変化が生じたか、(2)その「変化」に際し、欧州人権条約はどのように「影響」を与えているかを検討した。イギリスでは、高額で遅いという民事裁判の欠点を是正するため、「ウルフ改革」(「ウルフ報告書」の提言にかかる一連の民事裁判の改正)を実施し、民事訴訟規則(CPR)及び実務通達(PD)を制定した。ウルフ改革は、訴訟遅延に手を付けたものの、費用(特に弁護士費用)には、十分に踏み込まなかった。この点に対応したのが「ジャクソン改革」である(「ジャクソン報告書」の提言にかかる改正)。同改革の結果、CFAs(条

件付成功報酬契約)の効力が制限されることになった。本報告では、同改革の意義を述べるとともに、同改革の結果、本人訴訟等が増え、裁判遅延が生じたことを示した。以上の後、本報告では、イギリスの裁判手続が、欧州人権条約 6 条 1 項の要請を満たすかは検討すべき課題であるとして、論点を、「公正」「公平」の 2 点に分け検討した。最後に、前記のイギリスの民事裁判を日本の民事裁判と比較し、若干の特色を述べた。

最近、法律部門の報告が少しずつ増加傾向にあり、今回も前大会では、あまり見られない、法学的な質疑が各報告について活発に交わされたことは、本分科会の大きな収穫であった。

(文責：須網隆夫)

(1) アレッサンドロ・ヤニエリ＝サリチェテ  
「地震や緊急時における市民の保護—世界における欧州連合 (EU) の役割」

(2) 荒島千鶴 「EU 構成国議会は国際法主体性を有するか? —早期警戒制度に「レッドカード」の手続が導入された場合—」

国際機構における民主主義が問われる国際社会において、EU の代議制民主主義を担う構成国議会の役割は今後も強化されるであろう。本報告では、仮に「レッドカード」手続が導入された場合の構成国議会の国際法主体性の有無について検討した。さて、国際法上、国家議会は国家機関のひとつであるが、EU の早期警戒制度においては自国行政府とは別の実体として権利を行使する。有権者が選挙権を通じて政治に平等に参加する権利を、構成国議会在が代表して EU レベルで行使すると考えて、私人の国際法主体性の根拠を示す実体的基準説に依拠すると、構成国議会は限定的に国際法主体性を有するといえる。しかし、理事会において、構成国議会の実体的権利が実効的に確保されない状況は考えられる。従って、手続的基準説に依拠すると、EU 司法裁判所の取消訴訟において構成国議会在が当事者適格を有することが必要であろう。加えて、EU 二次法の立法過程における構成国議会在の限定的な

役割を鑑みると、構成国議会在に一般的に国際法主体性があるということは難しい。国際法平面において被治者を代表する構成国議会在を法的にどう位置づけられるかについては、さらなる検討を今後の課題としたい。

(3) 松嶋隆弘 「イギリスの民事裁判～EU 法、欧州人権条約の影響を中心に～」

本報告では、イギリスの民事裁判手続につき、(1) 近時の一連の民事裁判をめぐる改革により、判決手続にどのような変化が生じたか、(2) その「変化」に際し、欧州人権条約はどのように「影響」を与えているかを検討した。イギリスでは、高額で遅いという民事裁判の欠点を是正するため、「ウルフ改革」(「ウルフ報告書」の提言にかかる一連の民事裁判の改正)を実施し、民事訴訟規則(CPR)及び実務通達(PD)を制定した。ウルフ改革は、訴訟遅延に手を付けたものの、費用(特に弁護士費用)には、十分に踏み込まなかった。この点に対応したのが「ジャクソン改革」である(「ジャクソン報告書」の提言にかかる改正)。同改革の結果、CFAs(条件付成功報酬契約)の効力が制限されることになった。本報告では、同改革の意義を述べるとともに、同改革の結果、本人訴訟等が増え、裁判遅延が生じたことを示した。以上の後、本報告では、イギリスの裁判手続が、欧州人権条約 6 条 1 項の要請を満たすかは検討すべき課題であるとして、論点を、「公正」「公平」の 2 点に分け検討した。最後に、前記のイギリスの民事裁判を日本の民事裁判と比較し、若干の特色を述べた。

## B. 難民・移民分科会

本年度は難民・移民分科会が設置され、3 名の報告者を得た。すべて Ph.D. キャンディデイトの院生で、まさに次代を担う若手のセッションとなった。第一報告は南波慧会員による「「難民危機」と「危機に曝される難民」—違法化された移民と境界関連死の増加」。地中海を渡ろうとする人びとの大量の死が放置されている状態に、EU

はじめヨーロッパ諸国の〈共犯〉による〈構造的暴力〉を読み込もうとする刺激的な報告であった。フロアからはその暴力と国家権力の正統な行使とを分かつ認識の精度を問うコメントなど、多数の指摘がよせられた。第二報告は大道寺隆也会員による「欧州共通庇護政策形成をめぐる国際機構間関係—EU内外の諸主体の交錯とその理論的含意」。ダブリン体制の修正過程を事例に、EUが欧州審議会やUNHCRといった他の国際機構との関係を通じて行動を変化させている事実を光をあて、その統合理論上の含意を問うという新機軸を打ち出す報告であった。フロアからは欧州人権裁判所の判示が与えた影響について理論的考察を深めるべきことなど、やはり多くのコメントが発せられた。第三報告は植村充会員による「EU共通移民政策の発展とフランス国内アクターとの相互作用—EU指令の策定と国内法化の事例分析から」。家族再結合指令と労働ブルーカード指令を事例に、EUレベルの立法とフランス国内の置換・施行を丹念に追い、一加盟国による影響、その認識の変化、基本規範の骨抜きなど、長期にわたるヨーロッパ化プロセスの帰結を分析する重厚な報告であった。本報告でも同じくフロアから多くの指摘がなされ、フランスの特殊事情を考慮に入れたとき、どれほど一般化可能な理論的含意が獲得できるのかといった批判的視点が提起された。以上三報告いずれもここに記載しえないほど多くの質疑・コメントを受ける素晴らしい報告で、大いに盛り上がる分科会となった。(文責:白井陽一郎)

(1) 南波慧 「「難民危機」と「危機にさらされる難民」—違法化された移民と協会関連死の増加—」

(2) 大道寺 隆也 「欧州共通庇護体制形成をめぐる国際機構間関係—EU内外の諸主体の交錯とその理論的含意—」

本報告は、欧州共通庇護体制(Common European Asylum System, CEAS)の形成過程を、EUと他国際機構との相互作用、すなわち「国

際機構間関係(inter-organizational relations)」に着目して分析する。特に、CEASの中核といえるダブリン体制(Dublin system)に焦点を当て、なぜ、いかにしてダブリン体制における庇護希望者の権利保障が拡充されてきたかを考察した。ダブリン体制は、いずれかのEU加盟国に申し立てられた庇護申請の審査責任国を決定する仕組である。同体制には、庇護希望者の権利保障に関する問題があるといわれる。特にシェンゲン圏の周縁に位置するギリシャやイタリアにおいて権利保障の不備が問題化した。

本報告は、この問題を受けたダブリン体制の修正過程を、EUと欧州審議会(CoE)および国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)との「国際機構間関係」に着目して分析した。CEAS形成をめぐる諸理論の概観ののち、国際機構間の「異議申立(contestation)」の側面を強調した分析枠組を設定した。次いで、CoEやUNHCRの《批判》が、欧州人権裁判所による《間接審査》を準備し、EU司法裁判所による《言及》を経て、第3次ダブリン体制立法過程に影響を与えたと論じた。さらに、理論的含意として、国際立憲主義との接合可能性を指摘した。

(3) 植村 充 「EU共通移民政策の発展とフランス国内アクターとの相互作用—EU指令の策定と国内法化の事例分析から—」

本報告では、EUレベルでの共通移民政策の発展および構成国フランスの移民政策の相互作用を「欧州化」の分析枠組みから捉え、EU指令の策定・フランスでの国内法化過程・実施・結果に対する関係アクターの評価までを一つの分析対象に収めて検討した。これによって構成国の移民政治における政治リーダーの変更や指令策定後の国内における影響に踏み込んで、中長期的に分析を行うことができる。結論として、得られた点は以下の2点である。第1に、欧州委員会が移民に対して寛容的な政策を企図したとしても、それは交渉過程において選択条項を多く含むものとなり、構成国内においてはむしろ制限

的な移民政策を策定する資源として使われてしまう。第2に、欧州委員会による漸進的な共同化の試みにより、討議プロセスなどは確実に確保されるにも拘わらず、規範の共有を確認することは難しいという、移民政策領域における「欧州化」様態の特殊性を明らかにした。

フロアから寄せられたコメントを踏まえた上での今後の検討課題は以下の通りである。第1に、フランス移民政治の特色を捉えるために、分析対象とした国民運動連合の政権期に加え、2012年以降の社会党政権下の移民政策も検討すること。第2に、合法的移民政策領域のみならず、難民政策領域なども分析射程におさめ、人の移動に関するより包括的な分析を進めることである。

### C. 政治・経済分科会

第一報告は、林大輔会員による「EU・中国関係の制度的枠組み—法的基盤・重層的対話枠組み・包括的戦略パートナーシップ」であった。報告では、EU・中国関係がどのような制度的枠組みを形成しながら発展してきたのか、という制度化の点に着目し、考察された。その中でも重要な指標として、①法的基盤としてのEU・中国間の基本条約、②定期協議枠組みとしての対話枠組みの形成、③包括的な戦略的パートナーシップという関係性、がEU・中国関係をいかに制度化してきたか、という視点から分析された。報告の特徴は、このような制度的枠組みの形成をいくつかの段階に切り分けて、「戦略的パートナーシップ」

(1998年)や「包括的な戦略的パートナーシップ」(2003年)と規定されたEU・中国関係の制度化のレベルはどのようなものであったかを検証している点である。報告後、EU・中国関係の制度化は、どのようなレベルにあり、EU・中国は今後どのような制度的枠組みの構築を目指してゆくのか、という点について、議論がされた。

第二報告は、田中素香会員による「EUの対中国通商政策」であった。輸入急増ダンピング、加盟国の各個撃破、欧州委員会プロジェクトへの

献金による委員長の取り込み等、中国に主導権を取られることの多かったEUが、2016年に反撃に移るという近年の動きを、事実関係を丹念に精査され、報告がされた。

EUの通商政策を具体的な事例を挙げて報告行われた。例えば、中国が要求した「市場経済国」の承認を7月にEUの欧州議会が圧倒的多数で否決。11月にはアメリカ並みの高い反ダンピング関税を中国製品にかけることのできる準備を整えた。中国には強く出ることの少なかったドイツも、先端企業を中国企業に買収されるため態度を改め、年末には半導体装置製造企業の中国企業による買収に差し留めの措置を執った経緯が説明された。報告の後、活発な質疑応答がなされた。

第三報告は、鈴木弘隆会員による「ESCBのマイナス金利・実質金利政策による配分効果」であった。本報告では、欧州経済の長期停滞懸念に際して、主にドイツから名目のマイナス金利、負の実質利子率による分配的側面の考察が疑問視されることに関して、経済格差を資産の貸し手、借り手間の消費、金融資産等の格差と定義した上で、ECBが金利政策で分配を考慮する1. 必要性、2. 正当性、3. 手段に関して、欧州マクロ経済の分析を行うことを目的としている。必要性に関して、貯蓄超過が自然利子率を低下させる状況では、労働者に資源を移す政策の有効性は高いことが主張された。正当性に関しては、2016年現在、中央銀行が経済主体間の格差是正を行う義務はなく、関与の正当性が明確でもないが、その分配効果を金融政策効果の副作用の一面として把握すべきであると主張された。報告の後、分析モデルの有効性について熱心な質疑応答が続けられた。(文責:松浦一悦)

(1) 林大輔 「EU・中国関係の制度的枠組み—法的基盤・重層的対話枠組み・包括的戦略パートナーシップ」

本報告は、EU・中国関係が1975年外交関係樹立から現在に至るまでにどのように制度化され



てきたかについて、①EU・中国間の協定・覚書などの法的基盤の形成、②定期協議枠組としての対話枠組の構築、③「包括的な戦略的パートナーシップ」という関係性、という3つの視角から分析したものである。特に②については、1978年通商協定（最初のEEC・中国間の協定）による合同委員会の創設から、1980年代・90年代以降の首脳級・閣僚級の対話枠組の構築、1990年代以降の部門別対話の整備などにより、EU・中国サミットを頂点として、政治・経済社会・文化の閣僚級ハイレベル対話の下に数多くの部門別対話をしたがえるという、重層的な「三本柱」の対話枠組が構造化されてきた過程を明らかにしようとした。これに対して、EUは最近の中国のAIIB（アジアインフラ投資銀行）などの新しいレジーム形成に対してどのような姿勢を取っているのか、中国はEUそして英独仏のようなEU加盟国とどのような対外政策上のアプローチの違いがあるのかなど多数の質問を受け、活発な質疑応答が行われた。

## （2）田中素香 「EUの対中国通商戦略」

EUにとって中国は米国と並ぶ最重要の通商相手国であり、通商関係は近年飛躍的に発展した。しかし、本学会大会でこのテーマが取り上げられるのは初めてである。そこで本報告は貿易と外国直接投資に焦点を当ててEUと中国の21世紀、とりわけリーマン危機後の展開を実証し、評価することを目的とする。ユーロ圏はリーマン危機と、とくにその後のユーロ危機によって経済が長期停滞傾向となっているが、EUの対中国輸出は一貫して増大し、EU経済の支柱となった。しかし、過去2年ほどは中国経済の成長率低下と膨大な過剰生産能力の圧力による鉄鋼などのダンピング問題、中国国有企業中軸の直接投資の急騰（EU各国企業の買収）が急増し、新たな深刻な問題となっている。その展開を報告で詳細に説明する。EUは2016年、欧州議会の主導により中国の「市場経済国」ステータス承認を拒否し、ドイツは基幹企業の中国企業による買

収に再審査を申し出た。この動きは米国の動きとシンクロしており、今後の世界通商問題の重要テーマとなるが、報告ではその経過を説明し、欧米の中国通商政策への反撃が始まったことを明らかにした。

## （3）鈴木弘隆 「ESCBのマイナス金利・実質金利政策による分配効果」

本報告では、日本EU学会年報36号において、レフリーから金融政策により欧州経済の分配問題に介入する必要性、正当性、手段はあるのかという指摘を受けた結果行った考察を、「背景要因」に重点を置いて報告した。報告では、分配の問題はユーロ圏において、注意を要するほど特別な次元を形成しているとされることから、まず、1.ピケティ、2.アトキンソン、3.サマーズ、4.ステイグリッツによる近年の重要な議論による欧州の背景を論じた（概略はそれぞれ、1.資本からの収益率は経済全体の収益率より大きいこと、2.21世紀の雇用は非正規雇用が軽視できないほど増加してくること、3.長期停滞論による自然利子率の低下の議論、4.グローバル化において、企業の競争力を高めるために、為替レート調整の代替策として欧州における対内切り下げと呼ばれる賃金切り下げが想定とは異なり欧州経済の停滞に拍車をかけていることである）。それらを受けて、バランスシート不況下における貯蓄超過分が実体経済に循環していないことが問題と提示し、続いて、解決策として何らかの方法による資源移転の必要性を主張した。現状は、EU法により、ユーロ圏各国間での財政移転が封じられ、加盟国において近年の財政緊縮政策の実施や財政出動余地が限られる中、（民間）市場に任せても解決しない場合にとる残された選択肢としての金融政策を考察した。その際、金融政策で国境を超えたユーロ圏での問題に対処する正当性に関する近年の議論の整理、また、1つの手段としての低金利政策の波及効果と負担主体の概略を報告した。

## 2. 全体セッション第Ⅲ部「EU 統合と国際テロ」

井上淳(大妻女子)会員は「紛争・国家・人権：EU への大量流入の構造的要因と改善の方向性についての一考察」では、1990 年代以降庇護申請者が高止まりしている主要な理由である地域紛争への EU の対応を検討した。プッシュ＝プル論に従うと、一方で EU 各国には管理不可能な数の流入圧力が紛争発生国（ならびに一次国）からかかり、他方で家族再結合、保護する責任、選別と統合など欧州の近代先進的理念によるものである。しかしこうした要因はロシアとの関係では共有されていない。ロシアの立場は欧米の立場とは合致せず、国益追求一辺倒である以上、EU はロシアとの関係では難民流出圧力を甘んじて受け入れるのか、それとも困難な交渉に臨むのか、という難しい二者択一を迫られるというのが報告の趣旨だった。国際政治の大きな枠組みにおいてリアリストの姿勢立場から考察した同報告は示唆的な指摘を多く含んでいた。

八十田博人(共立女子)会員は「地中海難民政策をめぐるイタリア・EU 間の論争」について報告した。同会員は、特に 2013 年の難民船事故の後に高まったイタリアと EU の間での論争を Cetin などの先行研究や報道資料などを参考に論じた。海上から難民が直接到着するイタリアでは、統合的な移民政策を欠き、ボッシ＝フィーニ法による違法移民の犯罪化や欧州でも最も制限的な市民権法が、移民・難民の受け入れをさらに難しくしていた。そうしたなかで勃発した 2013 年の難民船重大事故はイタリア独自のマーレ・ノストルム作戦の実施につながった。しかしイタリアでは結局 EU からの十分な援助がえられなかったという不満はかえって強まり、イタリアと EU の間での摩擦を増幅させ、他方で難民が漂着するランペドゥーサ島やシチーリア州は、イタリア政府の対策にも不満を持ち、欧州議会への働きかけとなった。その後、EU によるトリトン作戦、ソフィア作戦の実施、難民の移送分担など、イタリアが期待した難民対策の「ヨーロッパ化」

は、一定の成果を得たが、イタリア側にも人権面での制度改革が望まれる。イタリアの政策についての詳細な同報告は報告者の深い知見を披歴した好感のもてる報告だった。

植田隆子(国際基督教大学)会員は「EU の域内治安と対外安全保障の連結」と題する報告を行った。この報告は、報告者の EU 日本政府代表部次席大使としての経験を生かした実体験や現地での交流の成果を取り入れた臨場感のある報告だった。①テロや移民問題に対する対処は、統合を深化させてきたのか。②英国の離脱決定が与える影響。英国によって阻止されていた分野での防衛協力が、進むのか。③トランプ次期米国大統領の姿勢からも、EU 内では防衛能力強化の必要性が再認識されている。英国の離脱と相俟って、EU の CFSP は強化されるのか。域外国境の管理には、欧州委員会がイニシアチブを発揮してきた。CSDP との関係では、英国が強固に反対した司令部組織を置けるようになった。EU 加盟国の多くは安保面での国家主権の観点から深化には慎重であるが、それではすまなくなっている。実態を正確に踏まえ、詳細に至る緻密な現状分析的な示唆に富む報告だった。

こうした三報告に対して、フロアからは今後の欧州統合に対する懸念する立場からの質問がかなり寄せられた。今日的なトピックであったので、来場者の関心は高く、活発な議論が展開された。

(文責：渡邊啓貴)

(1) 井上淳 「紛争・国家・人権：EU への人の大量流入の構造的要因と改善の方向性についての一考察」

本報告では、難民受入分担論登場後の人の大量流入もさることながら、1990 年代以降庇護申請者が高止まりしている事実注目し、その要因である紛争への眼差しを強調するとともに EU の取り組みの方途を模索した。プッシュ＝プル要因で人の大量流入を検討すると、出入国管理では管理不可能な流入圧力が紛争発生国（ならびに一次国）からかかることが分かる。また、国際政治経済情勢の展開のなかに人の移動、移

民・難民受入をめぐる言説と政策、紛争や人の保護に関わる事象を位置づけてみると、欧州が発展させた関係政策の発想-たとえば家族再結合、保護する責任、選別と統合など-はあくまで欧州で(一部)支持されているものである。つまり、シリア問題のゆくえに決定的な影響力をもつ大国、とりわけロシアには共有されていない。ロシアが欧米の立場とは合致しないことに国益を見出す以上、EUはロシアとの交渉あるいは難民流出圧力の受容の二択を迫られることを示唆した。報告後の質疑や全体討論では、議論の出発点、用いた用語や概念、それらを用いた結果としての現状認識、今後の取り組みへの視座について沢山のご指摘をうけ、今後の研究課題をいただいた。

## (2) 八十田博人 「地中海難民政策をめぐるイタリア・EU間の論争」

本報告は、地中海難民政策をめぐって、特に2013年の難民船事故の後に高まったイタリアとEUの間での論争をもたらした要因について、Cetinなどの先行研究や報道資料などを参考に考察するものである。海上から難民が直接到着するイタリアでは、難民の問題は統合や市民権の問題に直結するが、統合的な移民政策を欠き、ボッシ=フィーニ法による違法移民の犯罪化や欧州でも最も制限的な市民権法が、移民・難民の受け入れをさらに難しくしていた。2013年の難民船重大事故がイタリア独自のマーレ・ノストルム作戦の実施につながったものの、イタリアはEUからの十分な援助なく孤独に対応を迫られているという意識が両者間の齟齬につながり、一方、難民が漂着するランペドゥーサ島やシチーリア州にとっては、イタリア政府の対策にも不満があり、欧州議会への働きかけとなった。その後、EUによるトリトン作戦、ソフィア作戦の実施、難民の移送分担など、イタリアが期待した難民対策の「ヨーロッパ化」は、バルカン・ルート的大量移民の影響もあって、一定の成果を得たが、国内制度の改革も進んでおらず、イタリア側にも人権面での

制度改革が望まれる。

## (3) 植田隆子 「EUの域内治安と対外安全保障政策の連結」

本報告は、進行中の課題を扱っているため、報告者が外務省欧州連合日本政府代表部次席大使として勤務時に交流していたEU関係機関の幹部や現地の研究者などとの意見交換も踏まえ、作成された。特に、以下の諸点が念頭に置かれた。① 欧州統合は、危機に直面したときに深化が進んできたが、テロや移民問題に対する対処は、統合を深化させてきたのか。② 英国の離脱決定が与える影響。特に、英国によって阻止されていた分野での防衛協力が、進むのか。③ NATOにおいて負担の分担を欧州の国々は米国から要請されてきた。トランプ次期米国大統領の姿勢から、EU内では防衛能力強化の必要性が再認識されている。英国の離脱と相俟って、EUのCFSPは強化されるのか。EU圏をめぐる安全保障環境の悪化により、域外国境の管理には、欧州委員会がイニシアチブを発揮してきた。CSDPとの関係では、英国が強固に反対した司令部組織を置けるようになった。EU圏の市民を守るための安全保障協力強化は、ポピュリストによるEU批判に対抗する意味合いもある。EU加盟国の多くは安保面での国家主権の観点から深化には慎重であるが、米国の政権交代も外圧となっている。



---

## 国際交流委員会からのお願い

---

### ◇EUSA AP2017 Tokyo Conference ご参加のお願い

羽場久美子 (青山学院大学)

皆様、EUSA AP (アジア太平洋 EU 学会) 2017 Tokyo Conference の開催、2017年7月1日2日の大会開催が、後3か月余りとなりました。

本大会は2005年の慶應義塾大学での大会に次いで、わが国で2度目の大会開催となります。

この間、福田耕治理事長、小久保康之事務局長、国際交流委員会、田中俊郎国際交流委員会顧問、および理事会・学会の皆様のご協力を得て、順調に準備が進んでおります。現段階で、80名を超える報告希望者、各国 EU 学会理事長などを含め、20か国を超え、100名を超える参加者となっており、皆様のお力添えのおかげと心より感謝しております。ホテルも100名の宿泊を確保しております。

つきましては、EUSA AP2017 Tokyo Conference に向けて、国際交流委員会および執行部との合同によります大会準備委員会からのお願いとして、EU 学会会員の皆様に、ご参加のオンライン予備受付をさせていただきたく、ご案内を申し上げます。

と申しますのは、最終プログラムが完成し、大会のご案内を致します時期が5月の半ばから末となり、通常の研究大会のような出席確認をさせていただきませんが、大会開催1か月を切ってしまうためでもあります。また EUSA AP 事務局の Registration が、基本的には大会報告者の登録となっており、参加だけの会員の方が登録されようとしても登録できないシステムになっているからでもあります。

EU 学会会員の皆様方におかれましては、今回のアジア太平洋 EU 学会に是非お誘いあわせの上ご参加いただきたく、まずは、オンラインでの参加申し込みにご協力いただきたく、どうぞよろしくお願いいたします。

プログラムができましたら、改めて郵送にてご参加のご確認をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。世界20か国以上からのアジアおよび欧州からの参加により、日本からも理事長経験者や理事の方々、会員の皆様が参加報告され、特に今回はマスター・ドクターの大学院生のパネルも開かれます。若い方々も含めて是非ご参加ください。

また金曜日にはプレ・カンファレンスといたしまして、田中素香・田中俊郎元理事長らに、ユ

ーロ危機後の EU、BREXIT やフランス総選挙を踏まえた EU の現状など、日本語での講演会も開催予定で、広く市民や学生の皆さんにも参加していただく予定でございます。

EU 学会会員の皆様に置かれましては、ぜひご参加の登録をしていただき、ご参集いただきたく、どうぞよろしくお願いいたします。学会員以外でも参加できますし、この機会に関心のある研究者・若手大学院生にも EU 学会に入会していただければと存じます。

\*\*\*\*\*

EUSA AP2017 アジア太平洋 EU 学会、2017年東京大会

時：2017年7月1日（土曜日）10:00-18:00、2日（日曜日）9:30-18:00（予定）

プレ・カンファレンスは、6月30日（金曜日）午後（正確な時間は未定）

所：青山学院大学、メインは総研ビル、17号館610国際会議場

ご参加を希望される方は、EU 学会のホームページに入ってください、EUSA AP2017 Tokyo Conference 大会登録 <http://goo.gl/vOAg3B> をクリックし、お名前、ご所属、メールアドレス、専門を記入していただき登録をお願いいたします。ぜひ多くの会員の皆様のご参加を、どうぞよろしくお願いいたします。若手院生の方々もこの機会に国際学会での報告を準備するためにも、是非ご参加いただければ幸いです。プログラムは、5月半ばにはオンライン掲載をさせていただきたいと思っております。是非皆様方のご参加を、どうぞよろしくお願いいたします。

理事長 福田耕治

事務局長 小久保康之

国際交流委員会

大会実行委員長 羽場久美子（政治・社会）

委員 岩田健治（経済）

安江則子（法律）

顧問 田中俊郎



## 事務局からのお知らせ

### ◇ 2016 年度日本 EU 学会入会者

以下の方々が新たな会員として理事会で承認され、また昨年の研究大会以降入会申請を出された方々全員の入会が総会にて承認されました。

1. 吉本 文 L (九州大学大学院生)
2. 畠山 佑介 L (外務省)
3. 阿由葉真司 E (国際協力銀行)
4. オルガ・パク E (九州大学)
5. 新津和典 L (岡山大学)
6. 小松崎利明 L (聖学院大学)
7. 佐藤以久子 L (桜美林大学)
8. 木村勇 SC (大阪府立大学大学院生)
9. 沢田杏乃 P (早稲田大学大学院生)
10. 大谷史門 P (早稲田大学院生)
11. 安藤由香里 L (大阪大学院)
12. 林 大輔 P (EUSI 研究員)

### ◇理事会選挙結果による新任理事(2017 年 4 月 1 日着任)

尚、新理事長は 2016 年 11 月 27 日に、理事就任予定者準備会議(於、一橋大学)において、厳正なる選挙の結果選出されました。

理事長 岩田健治	九州大学
伊藤さゆり	ニッセイ基礎研究所
井上典之	神戸大学
上田純子	九州大学
植田隆子	国際基督教大学
上田廣美	亜細亜大学
臼井陽一郎	新潟国際情報大学
円居総一	日本大学
大藤紀子	獨協大学
尾上修悟	西南学院大学
久保広正	摂南大学

小久保康之	東洋英和女学院大学
小島健	東京経済大学
庄司克宏	慶応大学
須網隆夫	早稲田大学
高屋定美	関西大学
中西優美子	一橋大学
中村民雄	早稲田大学
蓮見雄	立正大学
八谷まち子	九州大学
羽場久美子	青山学院大学
福田耕治	早稲田大学
星野郁	立命館大学
細谷雄一	慶應義塾大学
松浦一悦	松山大学
森井裕一	東京大学
安江則子	立命館大学
由布節子	渥美坂井法律事務所
鷲江義勝	同志社大学
渡邊啓貴	東京外国語大学

### ◇2015 年度決算および 2016 年度予算について

会計担当の渡邊啓貴理事より理事会および総会にて説明があり、承認されましたので巻末に添付いたします。

### ◇第 38 回(2017 年度)研究大会について

- (1) 開催校：九州大学
- (2) 日時：2017 年 11 月 18 日(土)–19 日(日)
- (3) 共通論題：「ローマ条約 60 周年 - 危機の中の再検証」



## 広報委員会からのお知らせ

### ◇EU 関連文献紹介

33 号より毎年夏のニューズレターで、前年度内に発行された EU 関連書籍の紹介コーナーを設けました。EU 研究にとっての新刊参考文献

を広く会員諸氏にご案内することで、情報の共有をはかることを目的としています。当学会会員の執筆による、単著または共著の出版物のみ（紀要を除きます）に限ります。ニューズレターへの掲載は、書名、著者もしくは編者のお名前、出版社、出版年月日のみです。随時受け付けておりますので、ご希望の方は、広報委員長（星野郁）までメールでお知らせください。

([hoshinok\\*ir.ritsumeai.ac.jp](mailto:hoshinok*ir.ritsumeai.ac.jp))

#### ◇ニューズレター原稿の募集

広報委員会では、会員の皆様方からのご寄稿を常時募集しています。内容は問いません。ご寄稿いただいた原稿のニューズレターへの掲載については広報委員会にご一任をお願いします。

分量：横書き 1200 字程度。

期限：随時受け付けますが、ニューズレターの春・秋年 2 回発行にあわせ、9 月末日と 2 月末日がそれぞれ締め切り日となります。

提出先：広報委員の星野、臼井まで、下記のアドレス宛てに添付ファイル (Word) にてお送り下さい。

〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1

立命館大学国際関係学部 星野 郁

e-mail: [hoshinok\\*ir.ritsumeai.ac.jp](mailto:hoshinok*ir.ritsumeai.ac.jp)

〒950-2292 新潟市西区みずき野 3-1-1

新潟国際情報大学国際学部 臼井陽一郎

e-mail: [usui\\*nuis.ac.jp](mailto:usui*nuis.ac.jp)

#### (編集後記)

今回の日本 EU 学会ニューズレター 38 号は、2016 年 11 月に行なわれた第 38 回研究大会の報告の紹介が中心となりました。報告者ならびに司会の理事のご協力に感謝いたします。また、福田理事長が 2 年の任期を終えられ、冒頭にご退任のご挨拶文を寄稿していただきました。併せて、厚く感謝申し上げます。なお、発行が 3 月末になりましたことをお詫び申し上げます。

(星野郁)

日本 EU 学会ニューズレター 第 38 号

(2017 年 (平成 29) 年 3 月 23 日発行)

発行 日本 EU 学会 広報委員会

発行責任者 星野 郁

編集責任者 星野 郁

.....

【日本 EU 学会事務局】

〒226-0015

神奈川県横浜市緑区三保町 32

東洋英和女学院大学 国際社会学部

小久保康之研究室内

TEL: 045-922-5511 (代表)

045-922-7322 (研究室直通)

FAX: 045-922-6642

E-mail: [kokubo\\*toyoeiwa.ac.jp](mailto:kokubo*toyoeiwa.ac.jp)

(日本 EU 学会 HP アドレス)

日本語 <http://www.eusa-japan.org/>

(追記: メールアドレスの\*は送信時には@に替えて下さい)

【資料1】日本 EU 学会 2015 年度決算

日本EU学会 2015年度 収支決算書						
2015年4月1日～2016年3月31日 単位:円						
			2015年度 予算	2015年度 決算	予算比 増減	備考
収入	会費収入	通常会員 8,000円	3,440,000	3,196,000	△ 244,000	
		大学院生会員 5,000円	215,000	162,000	△ 53,000	
		維持会員 50,000円	50,000	0	△ 50,000	*1
	寄付金収入		0	0	0	
	学会年報売上		400,000	399,572	△ 428	
	学術著作権協会分配金		30,000	123,978	93,978	
	雑収入	利息	2,000	1,427	△ 573	
	合計		4,137,000	3,882,977	△ 254,023	
支出	<事業費>					
	年報出版費	印刷費	1,000,000	1,177,416	177,416	
		出版諸経費	0	50,570	50,570	
		査読料	100,000	130,000	30,000	
		電子ジャーナル化	50,000	36,000	△ 14,000	
	学会開催費	学会開催経費	500,000	500,000	0	
		学会開催関連経費	50,000	222,101	172,101	*2
	旅費	海外招聘者	1,000,000	779,318	△ 220,682	
	<管理費>					
	通信費		500,000	278,032	△ 221,968	
	事務補助費	年報保管料(寺田倉庫)	15,000	12,444	△ 2,556	
		HP掲載経費	70,000	32,494	△ 37,506	
		事務補助謝金	85,000	60,000	△ 25,000	
	業務委託費	学協会サポートセンター(定期)	400,000	377,892	△ 22,108	
		学協会サポートセンター(その他)	0	61,114	61,114	*3
		印刷費	500,000	136,708	△ 363,292	
		会合費	100,000	125,421	25,421	
	交通費	100,000	147,800	47,800		
	消耗品費	0	14,358	14,358		
	雑費	0	35,930	35,930	*4	
	予備費	0	0	0		
合計		4,470,000	4,177,598	△ 292,402		
今年度収支差額			△ 333,000	△ 294,621		
前年度からの繰越金			8,458,857	8,458,857		
来年度への繰越金			8,125,857	8,164,236		
*1 ソフトバンクモバイル退会						
*2 大会プログラム印刷、はがき印刷、大会要旨翻訳代など						
*3 会費請求、会員データ入力他						
*4 国際学術交流助成金						
次年度繰越内訳						
事務局繰越	265,847					
会計事務局(現金)	23,615					
定期預金	1,713,078					
普通預金	6,161,696					
総計	8,164,236					
日本EU学会会計担当理事	渡邊啓貴					
小島健/由布節子両理事により監査						

【資料2】日本 EU 学会 2016 年度予算案

日本EU学会 2016年度 収支予算書						
2016年4月1日～2017年3月31日 単位:円						
			2015年度	2016年度	前年比	備考
			予算	予算	増減	
収入	会費収入	通常会員 8,000円	3,440,000	3,300,000	△ 140,000	
		大学院生会員 5,000円	215,000	200,000	△ 15,000	
		維持会員 50,000円	50,000	0	△ 50,000	*1
	寄付金収入		0	0	0	
	学会年報売上		400,000	400,000	0	
	学術著作権協会分配金		30,000	50,000	20,000	
	雑収入	利息	2,000	2,000	0	
	合計		4,137,000	3,952,000	△ 185,000	
支出	<事業費>					
	年報出版費	印刷費	1,000,000	1,000,000	0	
		出版諸経費	0	50,000	50,000	
		査読料	100,000	100,000	0	
		電子ジャーナル化	50,000	50,000	0	
	学会開催費	学会開催経費	500,000	500,000	0	
		学会開催関連経費	50,000	200,000	150,000	*2
	旅費	海外招聘者	1,000,000	1,000,000	0	
	国際学術交流費	助成金	0	500,000	500,000	
	<管理費>					
	通信費		500,000	350,000	△ 150,000	
	事務補助費	年報保管料(寺田倉庫)	15,000	15,000	0	
		HP掲載経費	70,000	70,000	0	
		事務補助謝金	85,000	85,000	0	
	業務委託費	学協会サポートセンター(定期)	400,000	400,000	0	
		学協会サポートセンター(その他)	0	50,000	50,000	
		印刷費	500,000	200,000	△ 300,000	
		会合費	100,000	150,000	50,000	
		交通費	100,000	150,000	50,000	
		消耗品費	0	0	0	
	雑費	0	0	0		
	予備費	0	0	0		
合計		4,470,000	4,870,000	400,000		
	今年度収支差額		△ 333,000	△ 918,000		
	前年度からの繰越金		8,164,236	8,164,236		
	来年度への繰越金		7,831,236	7,246,236		
	*1 ソフトバンクモバイル退会					
	*2 大会プログラム印刷、はがき印刷、大会要旨翻訳代など					